

## ～障害者（児）総合相談窓口マップ～

- ・ 市内相談事業所への業務委託により、5か所（東部・西部・南部・北部・中部）の総合相談窓口の設置を目指す。  
令和6年5月1日より、北部地域に市内4か所目の総合相談窓口を開設（アシスト）。
- ・ 総合相談窓口の複数化により、利用者の利便性向上や相談支援の質の向上を図る。
- ・ 各相談窓口は障害種別を問わず対応する。  
基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を中心に各窓口が連携しながら支援を行う。

